



「道路協力団体」指定証伝達式を実施します

～道路協力団体「ちえんだんたい地縁団体 おおあざぬまざわ大字沼沢」の活動がスタート～

東北地方整備局では、国管理する国道（直轄国道）について、平成28年度に道路協力団体制度が創設されて2回目の公募を昨年10月から行いました。

山形河川国道事務所管内では、申請書を提出いただいた「地縁団体 大字沼沢」について、審査等実施した結果、東北地方整備局長から平成29年12月22日付けで、道路協力団体指定証が交付されました。東北地方整備局の指定は、初めてになります。

この度、「地縁団体 大字沼沢」に対し、指定証伝達式を下記のとおり実施します。

1. 日 時 平成30年1月18日（木） 11時～
2. 場 所 山形河川国道事務所 大会議室（庁舎2階）
3. 概 要 制度・団体の活動紹介、道路協力団体指定証伝達、挨拶

※山形河川国道事務所長 わだけんや和田賢哉から、「地縁団体 大字沼沢」総代 さくらいじゆきょう櫻井重恭氏へ指定証を伝達します。

- 指定された団体の情報は、別紙－1でご確認ください。
- 道路協力団体制度の詳細は、別紙－2か東北地方整備局のホームページをご覧ください。<http://www.thr.mlit.go.jp/road/dokyo/index.html>

〈 発表記者会：山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部、山形建設業界専門紙 〉

問い合わせ先

○伝達式及び道路協力団体制度に関すること

東北地方整備局山形河川国道事務所 道路管理第一課長 荒 博 之（あら ひろゆき）

住所：〒990-9580 山形市成沢西四丁目3番55号

電話：023-688-8943（道路管理第一課直通） FAX：023-688-8439

○「地縁団体 大字沼沢」に関すること

事務局 大河原 正 敏（おおかわら まさとし）

住所：〒999-1201 西置賜郡小国町大字沼沢702-1

電話：090-9535-1045 FAX：0238-63-2408

道路協力団体活動概要(東北地方整備局山形河川国道事務所管内)

法人等の名称: ^{ちえんだんたい}地縁団体 ^{おおあざぬまざわ}大字沼沢(平成29年12月22日指定)

指定区間: 国道113号 94.710kp~98.330kp(山形県西置賜郡小国町^{にしおきたま}大字沼沢^{おぐにまち}地内)^{ぬまざわ}

延長: 同区間内でトンネル内を除いた約3.3km

業務内容: (1号業務)歩道等の清掃活動、植栽活動
 (2号業務)交通安全看板設置、道路区域内での物販
 (5号業務)交通安全街頭指導



①: 植栽活動



②: 交通安全看板設置



②: 道路区域内での物販

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。【承認番号平29東複第33号】

【団体の概要、業務内容】

「地縁団体 大字沼沢」は昭和31年に設立された「大字沼沢」を母体に、平成28年に再編され、229名で構成。道路のごみ拾い・除雪や植栽活動のほか、交通安全運動等の道路利用者(通学児童生徒)への啓蒙活動も実施。今後は、これまでの活動に加えて、道路区域での物販等による収益により道路の維持・管理を充実。

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり 3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
 - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

